

## II 友愛記念病院の緩和ケアへの取り組み

緩和ケアチームの設置は、地域がん診療連携拠点病院の要件のひとつでもあります。友愛記念病院でも、以前から積極的に緩和ケアに取り組んできました。

### さまざまな機能を持つ緩和ケア病棟

緩和ケアを提供する医療施設の代表に、ホスピスと緩和ケア病棟があります。現在のわが国では、ホスピスは独立した建物(離れのようなもの)で主にキリスト教などの宗教とのかかわりがあり、緩和ケア病棟は病院の一部にあって、あまり宗教的な要素がない、という違いがあるようです。

これらの施設は一定の要件(部屋の広さ、看護師の数、その病院が病院機能評価機構の認定を受けていることなど)を満たすと、“正式の=診療報酬上認められた”緩和ケア病棟として申請することができます。当院でも、今年度中にはそれらの条件を満たす予定で、緩和ケア病棟としての申請の準備をしているところです。

現在、当院の緩和ケア病棟は、4階の一部に8部屋の個室で構成されている独立した病棟として稼動しています。がんによる症状の緩和を目的に比較的短期間の入院をする場合や、最期の時を迎える場合、またレスパイト入院と言って、介護する家族の負担を軽減するために、一定期間を自宅の代わりに



当院の緩和ケアは、4階フロアの一隅にあります。

過ごす場合など、使用する目的はさまざまです。決して看取りの場としてだけ機能しているわけではありません。

### 医師をはじめ多職種でつくる緩和ケアチーム

がん診療連携拠点病院には、緩和ケアチームの設置が義務付けられています。通常は、緩和ケア医師、専従の看護師、ソーシャルワーカー、薬剤師など多職種からなる

チームを作って、定期的にカンファレンス(会議)を行いながら、病院全体で緩和ケアを必要としている患者さんのケアに当たります。できれば心のケアを行う精神科医(精神腫瘍科医)がいることが望ましいのですが、一般の病院ではなかなか難しいものがあります。

チームで緩和ケアにあたる場合の主治医は、それぞれの担当科の医師となります。当院のように中規模の病院では、比較的、科と科(例えば内科と外科)の敷居が低いので、大学病院などよりは連携が取りやすいのかもしれませんが。



8部屋の個室で構成された独立した病棟です。